

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」  <u>規則第7条第3項第3号</u>に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) <u>規則第7条第3項第8号</u>に規定する「<u>官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの</u>」</p> <p>イ～タ (省略)</p> <p>レ <u>規則第7条第3項第3号</u>に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>ソ (省略)</p> <p>ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、<u>規則第7条第3項第3号</u>に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</p> <p>ネ (省略)</p>	<p>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」  <u>規則第7条第2項第3号</u>に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの</p> <p>(4) <u>規則第7条第2項各号</u>に掲げる「<u>障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類</u>」(以下(4)において「<u>住民票の写し等</u>」という。)</p> <p>(注) 1 <u>「住民票の写し等」</u>は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。</p> <p>2 <u>「住民票の写し等」</u>の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「<u>住民票の写し等</u>」には当該旧様式を含むものとする。</p> <p>イ～タ (同左)</p> <p>レ <u>規則第7条第2項第3号</u>に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p> <p>ソ (同左)</p> <p>ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、<u>規則第7条第2項第3号</u>に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</p> <p>ネ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(注)1 <u>上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日（規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。）前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの）に限られることに留意する。</u></p> <p>2 <u>身体障害者手帳等（告知等の日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの）に限る。）に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所が記載されている場合には、金融機関の営業所等の長に当該身体障害者手帳等を提示（法第10条第5項に規定する提示をいう。以下この項において同じ。）することで、規則第7条第2項第2号又は第3号に規定する「住所等確認書類」（以下この項において「住所等確認書類」という。）の提示は要しないこととして差し支えない。</u></p> <p>3 <u>「住所等確認書類」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住所等確認書類」には当該旧様式を含むものとする。</u></p>	
<p><b>（非課税貯蓄申告書の効力）</b></p> <p>10—12 非課税貯蓄申告書（既に非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、当該非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。以下10—13までにおいて同じ。）は、その提出に係る預貯金等の残高がないこととなった場合においても引き続き有効であるから、非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかは、非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の残高の有無に関係なく当該非課税貯蓄申告書に記載された非課税貯蓄限度額の合計額を基として判定する。</p> <p>(注)1 (省略)</p> <p>2 上記本文及び(注)1中「300万円」とあるのは、<u>租税特別措置法第3条の4の規定により「350万円」とされていることに留意する。以下10—27までにおいて同じ。</u></p>	<p><b>（非課税貯蓄申告書の効力）</b></p> <p>10—12 非課税貯蓄申告書（既に非課税貯蓄限度額変更申告書が提出されている場合には、当該非課税貯蓄限度額変更申告書を含む。以下10—13までにおいて同じ。）は、その提出に係る預貯金等の残高がないこととなった場合においても引き続き有効であるから、非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えるかどうかは、非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の残高の有無に関係なく当該非課税貯蓄申告書に記載された非課税貯蓄限度額の合計額を基として判定する。</p> <p>(注)1 (同左)</p> <p>2 上記本文及び(注)1中「300万円」とあるのは、<u>租税特別措置法第3条の4第2項の規定により「350万円」とされていることに留意する。以下10—27までにおいて同じ。</u></p>
<p><b>（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）</b></p> <p>10—15 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、<u>生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。以下10—26までにおいて同じ。）並びに障害者等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存し</u></p>	<p><b>（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）</b></p> <p>10—15 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、<u>生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>ておくものとする。</p> <p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は<u>規則第7条第2項第1号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》</u>に掲げる「<u>個人番号カード</u>」、同項第2号に掲げる「<u>通知カード</u>」又は同項第3号若しくは同条第3項第1号に掲げる「<u>住民票の写し又は住民票の記載事項証明書</u>」に記載されている住所によることとする。</p> <p>(障害者等に該当しないこととなった者が預貯金等の移管を行った場合)</p> <p>10—19 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者でその後障害者等に該当しないこととなった者が、その後当該金融機関の営業所等の中で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管して、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受けようとする場合には、令第43条第2項から第5項の規定に基づき非課税貯蓄に関する異動申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>この場合、非課税貯蓄限度額変更申告書の「障害者等に該当する事実」欄は記載しないものとする。</p> <p>(注) 非課税貯蓄申告書を提出した個人で障害者等に該当しないこととなった者が、その後、その氏名、<u>住所又は個人番号</u>の変更をした場合には、令第43条第1項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(違反預貯金等が発見された場合)</p> <p>10—26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第10条第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、<u>住所、個人番号</u>又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、全て課税する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は<u>規則第7条第2項第1号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》</u>に掲げる「<u>住民票の写し</u>」若しくは「<u>住民票の記載事項証明書</u>」又は同条第3項に規定する書類に記載されている住所によることとする。</p> <p>(障害者等に該当しないこととなった者が預貯金等の移管を行った場合)</p> <p>10—19 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者でその後障害者等に該当しないこととなった者が、その後当該金融機関の営業所等の中で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管して、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受けようとする場合には、令第43条第2項から第5項の規定に基づき非課税貯蓄に関する異動申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書を提出する必要があることに留意する。</p> <p>この場合、非課税貯蓄限度額変更申告書の「障害者等に該当する事実」欄は記載しないものとする。</p> <p>(注) 非課税貯蓄申告書を提出した個人で障害者等に該当しないこととなった者が、その後、その氏名<u>又は住所</u>の変更をした場合には、令第43条第1項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(違反預貯金等が発見された場合)</p> <p>10—26 次に掲げるような事実が発見された場合の法第10条第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日、<u>住所</u>又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等は、全て課税する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<u>(経過的取扱い)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の各項の取扱いは、平成28年1月1日から適用する。</u>	